

公安委員会 説明資料No. 1	「質屋営業法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」及び「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案」について	令和6年10月17日 長官官房 生活安全局 交通局
--------------------	--	------------------------------------

1 改正の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）の一部の施行等に伴い、国民健康保険証等が廃止されることを受け、これらを本人確認書類等の例示として掲げる以下の内閣府令及び国家公安委員会規則について、これらの字句を削除する改正を行うもの。

- 質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）
- 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
- 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）
- 古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号）
- 遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）

2 施行期日

令和6年12月2日（改正法の一部の施行の日）

3 その他

本改正案は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当し、意見公募手続を実施しないことから、その旨を公布と同時期に公示する（同法第43条第5項）。

公安委員会 説明資料 No. 2	警察活動におけるウェアラブル カメラ活用の試行について	令和6年10月17日 長官官房
---------------------	--------------------------------	--------------------

1 目的

職務執行に当たる警察官によるウェアラブルカメラの活用について、その効果や課題を把握するため、モデル事業を実施する。

2 概要

(1) 地域警察活動及び交通取締活動

警察官の職務執行への国民の関心の高まりを踏まえ、職務執行の適正性を客観的に検証できるようにするとともに、警察官が犯罪を現認した場合等の証拠を保全するため、街頭活動に従事する地域警察官及び交通取締活動に従事する交通警察官にウェアラブルカメラを装着させ、その職務の状況を記録するもの。

○ 配備予定

【地域】 3都道府県警察 計39式

【交通】 3都道府県警察 計18式

(2) 雑踏警備活動

雑踏警備の際、速やかな現場措置を行うための幹部による適切な指揮の実施に資するよう、公道、イベント会場、駅等の公共の場所において、雑踏の概観やトラブル発生時の現場状況を撮影するもの。

○ 配備予定

大規模3都府県警察・中規模3道県警察・小規模3県警察 計19式

3 今後の予定

令和7年度からのモデル事業の開始に向け、今後、運用要領の策定や機器の調達等の各種作業を進めていく。

会計検査院の令和5年度決算検査報告において、「犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が取得する損害賠償請求権の債権管理」について「処置要求事項」として掲記され、本年11月上旬に内閣に送付される見込みである。

1 検査の概要

国の債権は、国の債権の管理等に関する法律（債権管理法）等に基づき管理を行うこととなっているところ、会計検査院は、平成30年度から令和4年度までの犯給金支給に係る損害賠償請求権（求償権）について、合規性等の観点から警察庁及び17都県警察に対し検査を実施。

2 検査の結果

- ・ 警察庁では、求償権に係る債権金額等の調査確認及び債権管理簿への記載を行っていないことなどについて、加害者の大多数が無資力等で回収の見込みがない一方、債権調査等に経費が生ずることから、債権管理法第10条における財政上もつとも国の利益に適合するような処理とはならないとしていたところであるが、同条は、債権管理の事務を経済的、効率的に実施しなければならないという趣旨の規定であり、求償権についても債権管理法に基づく管理を行う必要があると認められる。
- ・ 求償権の一部において加害者が時効を援用できる状態となっていたと認められる。
- ・ 裁定のための調査等の結果を債権金額等の調査確認に十分活用していなかったと認められる。

3 処置要求事項の内容

- ・ 適時適切な債権管理を行うための事務処理体制を整備すること。
- ・ 加害者の資力に関する事項について、裁定に係る調書に適切に記載するよう都道府県警察に周知すること。

4 講じた改善措置

- ・ 事務処理マニュアルを作成するなど債権管理を行うための事務処理体制を整備し、債権管理を開始。
- ・ 加害者の資力に関する事項について、裁定に係る調書に適切に記載するよう都道府県警察へ通達を発出。

1 事業の概要

第4次犯罪被害者等基本計画に基づき、犯罪被害者等が置かれている状況等について国民の理解を深めるため、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）に合わせた広報啓発事業として、俳優の川島海荷^{うみか}氏を起用したメッセージ動画を配信するとともに、警察庁主催の中央イベントを開催

2 中央イベント

(1) 日時、会場

令和6年11月29日（金）午後1時30分～午後4時30分

東京ウィメンズプラザ（東京都渋谷区）

※ イベントの様子は、YouTubeチャンネルにおいて限定ライブ配信

(2) 構成

ア 表彰式

犯罪被害者等支援に関する標語及び「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールの優秀作品に対して、国家公安委員会委員長賞等の表彰を実施

イ 基調講演

犯罪被害者御遺族による講演

ウ パネルディスカッション

精神科医であるコーディネーターの進行により、基調講演者、民間被害者支援団体役員（相談員）及び大学生ボランティア団体代表のパネリストが、「支援の広がりは一人ひとりの理解と協力から」をテーマに討議